

議案第7号

長与町立児童館条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和2年3月3日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

児童館を利用できる者について、実情の利用状況に則するよう所要の改正を行うもの。

長与町立児童館条例の一部を改正する条例

長与町立児童館条例（昭和59年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号を次のように改める。

- (1) 原則として町内に住所を有する18歳未満の者。ただし、小学校就学前の乳幼児については、保護者が同伴する者に限る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。